

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

準備書面（4）

－福井地方裁判所大飯原発差止訴訟判決を踏まえて－

2014年12月17日

記

大飯原発差し止め訴訟判決を踏まえた準備書面（4）を若干敷衍し、代理人の岡崎より、述べさせていただきます。

- 1 本年5月21日、福井地裁の大飯原発差止訴訟の判決が言い渡されたこと、及びその内容は、裁判所には十分にご承知のことと思います。

福島原発事故という史上最大かつ最悪の大災害を経た日本で、国と電力会社が、その反省も全くないまま、原発の再稼働・原発輸出に突っ走る中で出された原発の運転差止を認めた大飯判決は、その結論は勿論ですが、理由付けの的確さ、さらには判決文の表現のわかりやすさと説得力のある内容で、多くの人たちの心を打ち、「司法は生きていた」と言わしめ、歴史に残る判決となり、島根原発をはじめとする全国の原発訴訟に大きな影響を与えることになったと思います。

- 2 ところで、様々な社会的問題に遭遇し、法的解決に取り組むとき、私が、法律家として、また、人間として、決して忘れてはならないこと、もっとも大事にしなければならないと思うことが、ふたつあります。

ひとつは、私たち法律家は、問題の解決に当たっては、常に憲法の

理念、憲法に定められた人権・権利を中核に据え、これをいかに守り、保障するのか、という観点から考えなければならないということです。

もうひとつは、事実から出発するということです。「不都合な真実」という言葉がありますが、私たちは不都合な真実に目を閉ざすことなく、事実を直視し、事実から、出発しなければならないと思います。

今回の大飯判決は、原発の差し止めを認めるのかどうかという判断の中核に、この2点を据えたものです。

判決は、冒頭で、このように述べています。

「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない」。

また、当時の近藤原子力委員会委員長が、事故直後、福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したことを取り上げ、「福島原発事故では、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。」とも指摘しました。

また、大飯判決は、まず、人の生命を基礎とする人格権について「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」と、もっとも重要な権利であることをはっきりと認め、原発に求められる安全性について、「原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、憲法上、人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきだ」とも述べました。

更に、判決は、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」としたのです。

すなわち、繰り返しになりますが、判決は、福島第1原発事故が発生したという事実、その被害の事実から出発するとともに、憲法の理念・人格権という根源的な権利をその判断の軸にすることを明言したのです。

3 その上で、大飯判決は、福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差止めが認められるのは当然であるとしました。

(1) 大飯判決がこのように述べていることについて、被告は、今回の準備書面2で、どのように述べているのでしょうか。

なんと、被告は、「(大飯判決は)被害発生 of 蓋然性を考慮せず、危険性の有無を抽象的にしか判断していない」等と批判しています。

被告は、大飯判決をこのような批判しながら、自らは福島原発事故が何故生じたのか、何故、メルトダウンを生じさせ、今に至るも放射性物質を拡散させているのか、多くの人々がどのように甚大な被害を受け、また受け続けているのかといったまさに被害の具体的な事実については、なんら触れようとしません。

まさしく、不都合な真実に目をつぶっているのです。

(2) また、被告は、こんなことも述べて、大飯判決を批判しています。

「大飯判決は、人格権が他の権利利益に絶対的に優先するように述べているが、他の事案に関する最高裁判決では、人格権が他の権利利益に絶対的に優先するかのような考え方をとっていない」。

では、被告は、福島原発事故によって福島の人々の蒙った被害という事実をどうとらえているのでしょうか。

不都合な真実を見ないだけではなく、憲法上の人権、なかんずく、もっとも根源的な人格権を軽視する被告の姿勢は到底許すことができません。

- 4 先に述べたように、大飯判決は、重大事故の具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められると明快に述べました。

具体的に引用しますと、大飯判決は、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べています。

これに対し、被告は、その準備書面2で、大飯判決が、科学的・専門的知見に基づく予測や危険の管理が不可能であることを前提とし、科学的・専門的知見を踏まえることなく事実認定を行っている等として批判しています。

また、被告は、こんなことも言っています。

「およそ、科学技術を利用した現代文明の利器は、すべてその効用の反面、多かれ少なかれ、危険発生の可能性を内包している。」「原

子力発電所に関しても、原子力発電に危険が内在すること自体が問題なのではなく、原子力発電に内在する危険を顕在化させないよう適切に管理することができるかどうかが問題とされるべきである」

「運転差し止め訴訟においては、このような観点から、内在する潜在的危険性を顕在化させないよう、適切に管理できるかどうか、具体的危険性の有無として判断されることになる」

「抽象的、潜在的な危険性の存在のみをもって原子力発電の利用を否定することは、現代社会における科学技術の利用そのものを否定することとなり、妥当ではない」等と述べているのです。

しかし、そもそも、大飯判決は、はじめに述べたように、あくまでも、原発事故の特殊性・被害の甚大性から出発しており、他の科学技術一般についてまで、具体的危険性が万が一にもあってはならないと言ってなどいません。

むしろ、福島原発事故を経験しながらも、他の科学技術と原発事故とを同列に論じることこそ、非科学的、非現実的な議論というほかありません。

他の技術では事故が起きたとしても運転を停止すれば、それ以上の被害の発生を止められるのに対し、原発では、運転を停止しても、なおも崩壊熱を発生し続けることから、電気を利用して冷却を続けなければならない、そうでなければ、メルトダウンにより、放射性物質を外部に放出させ、閉じ込めに失敗する危険性があります。

また、原発の安全性については、安全性のテストのために、実際に実験をすることができず、検証できないという限界があります。

つまり専門家といえども、科学的知見に関して、確実なことを言えないのです。

この点、原子力安全・保安院の「地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループの主査であった瀨瀬東大教授は、福島第1原発事故後、主査を辞任したのですが、その理由は「原発の耐震安全性を科学的知見からだけで判断することの困難さを知って」とのことでした。また、同教授は、こうも述べています。

「今回の原発事故の最大の教訓は、どんなに一生懸命、科学的な耐震性の評価を行ったとしても、それを上回るような現象が起こる国だとわかったことであろう。それを考えれば、これから起こるすべての現象に備えられるような原発は作れないと思っている」。これは、雑誌「世界」の臨時増刊に掲載されています。

- 5 大飯判決は、決して科学的・専門技術的知見を否定しているのではありません。

そうではなく、大飯判決は、地震学及び人間の能力の限界を率直に認め、「地震は地下深くで起きる現象であるから、その発生の機序や分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手段が取れない以上、過去のデータに頼らざるを得ない」として、地震学の科学としての本質的な限界を指摘したのです。

そして、地震や津波などの自然現象について、現代の科学においても、「確実」に予測することなど不可能である。それを確実な想定に絞って対処する（つまり、言い換えれば、不確実なものは想定から除外される）としてきた従来の考え方が、そもそもの出発点として誤っていたというべきです。

- 6 最後に、一言だけ、付け加えさせていただきます。

福島第1原発事故後、その反省を踏まえ、規制委員会が発足し、新炉等規制法の改正や規則等が整備されました。

しかし、新しく追加されたのは、いわゆるシビアアクシデント(重大事故)対策が中心であり、事故発生を未然に防止するための設計基準については、ほとんど旧来のまま変わっていません。

1, 2号機の訴訟で、私たちが主張してきた地震動の過小評価の問題は、規制基準がかわっても、全く変わっていません。

また、大飯判決の指摘している使用済燃料プールの問題や、耐震重要度分類の再検討、耐震設計等の点についても、全く同じ問題を抱えています。

島根原発3号機に対する設置変更許可は、福島第1原発、大飯原発と、同じ設置基準に基づいて設計され、審査され、建設されたものです。

私たち原告・弁護団は、大飯判決も述べているように、福島第1原発に起こったことが、島根原発には起こりえないということは、なんの保障もないと考えています。

裁判所が、大飯判決の判断を共有し、憲法に立脚し、福島第1原発事故の具体的な事実から出発し、本件差し止めを認められることを強く求め、弁論を終わります。